

## 委任状

吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条に基づき、吹田市が下記の事務手続に係る令和 年度の地方税関係情報を取得することに係る同意書の記載について、下記のとおり委任します。

事務手続（対象になる事務手続にチェックしてください。）

- 地域生活支援事業  
（ 重度身体障害者等日常生活用具給付事業、障害者等移動支援事業、  
身体障害者訪問入浴サービス事業、障害者等日中一時支援事業 ）
- 重度障がい者の医療費の助成
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
- 難聴児補聴器購入等助成券等交付
- 身体障害者用自動車改造費助成事業
- 福祉サービスに係る診断料助成金交付
- 身体障害者手帳診断料助成金交付
- 重度障害者福祉タクシー利用券交付
- 重度障害者リフト付福祉タクシー利用券交付
- 重度障害者住宅改造事業助成金交付

**委任者**

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

**受任者**

氏名 \_\_\_\_\_ 委任者との続柄 \_\_\_\_\_

住所  委任者と同じ

\_\_\_\_\_